

関係者 各位

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 豊水寮外除草作業 (オープンカウンタ方式による)
- 2 施 行 場 所 愛知県豊橋市東田町字西脇85-2 豊水寮外2箇所
- 3 工 期 契約締結の翌日から 令和8年11月30日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 次に掲げる条件を満たしている者であること。
 - ① 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、その他の工事の認定を受けており、希望工種が造園、植栽工事の登録をしていること。
 - ② 本店、支店又は営業所が愛知県内に所在すること。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提 出 方 法 FAX又は電子メールによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 提 出 期 限 令 和 8 年 5 月 25 日 12:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所
TEL 0532-54-6502 FAX 0532-54-6517
メールアドレス: nyukei_toyogawa@water.go.jp
 - 5) 担 当 者 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 経理課 鈴木
 - 6) 質 問 書 令 和 8 年 5 月 19 日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、提出期限の翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 7) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年5月26日 12:00 までとします。
 - 8) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

豊水寮外除草作業 仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所（以下「発注者」という。）が依頼する豊水寮外除草作業に適用する。

第 2 節 業務概要

2 - 1 業務場所

- ① 愛知県豊橋市東田町字西脇 8 5 - 2 豊水寮
- ② 愛知県豊橋市北山町字東浦 6 - 1 美河寮及び町畑宿舍 1 号棟外
- ③ 愛知県新城市平井西原 2 0 - 3 新城寮周辺外

2 - 2 業務期間

契約締結の翌日から 令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで

2 - 3 業務内容

除草工（肩掛け式草刈り機等による除草、刈草の集草、運搬、処分） 1 式

作業場所	除草面積 (1 回あたり)	実施回数 (春期/秋期)	図面
① 豊水寮	608.29㎡	2 回	別添 1 参照
② 美河寮	206.96㎡	2 回	別添 2 参照
③ 町畑宿舍 1 号棟	178.25㎡	2 回	別添 2 参照
④ 公園	367.64㎡	2 回	別添 2 参照
⑤ 新城寮周辺外	514.00㎡	2 回	別添 3 参照
計	1,875.14㎡	10 回	

除草面積の合計は、 3,750.28㎡ (1,663.14㎡×2 回) である。

第 2 章 施工管理

第 1 節 実施時期及び作業条件等

- ① 除草工については、上記①～⑤に示す各々の場所において、春期（7 月頃）1 回、秋期（1 1 月頃）1 回の計 2 回実施するものとする。
- ② 作業時間は、原則として土日・祭日を除く平日の 8：45～17：00 までとし、作業実施日は、事前に機構担当職員（以下「職員」という。）と打合せのうえ、決定する。
- ③ 作業前に職員の立会いのもと、作業範囲等の確認を行い、作業完了後に職員の確認を受けるものとする。なお、雑草の除去については、原則抜根除草とするが、抜根が困難な場合は、根元での刈取りとすることができる。（作業前に職員と確認すること。）また、植え込み内の雑木（小木）は根元で切断して除去するものとする。
- ④ 除草工により発生する草木類は、関係法令に基づき適正に処分するものとする。

第 2 節 安全対策

受注者は、除草作業等を行う前に、事前に空き缶等の障害物の除去を行い、作業に着手するものとする。また、飛び石等に対する対策を行ったうえで施行するものとする。なお、作業に支障となる投棄物を発見した場合には、速やかに担当職員に報告するものとし、その指示に従うものとする。

第 3 節 提出書類

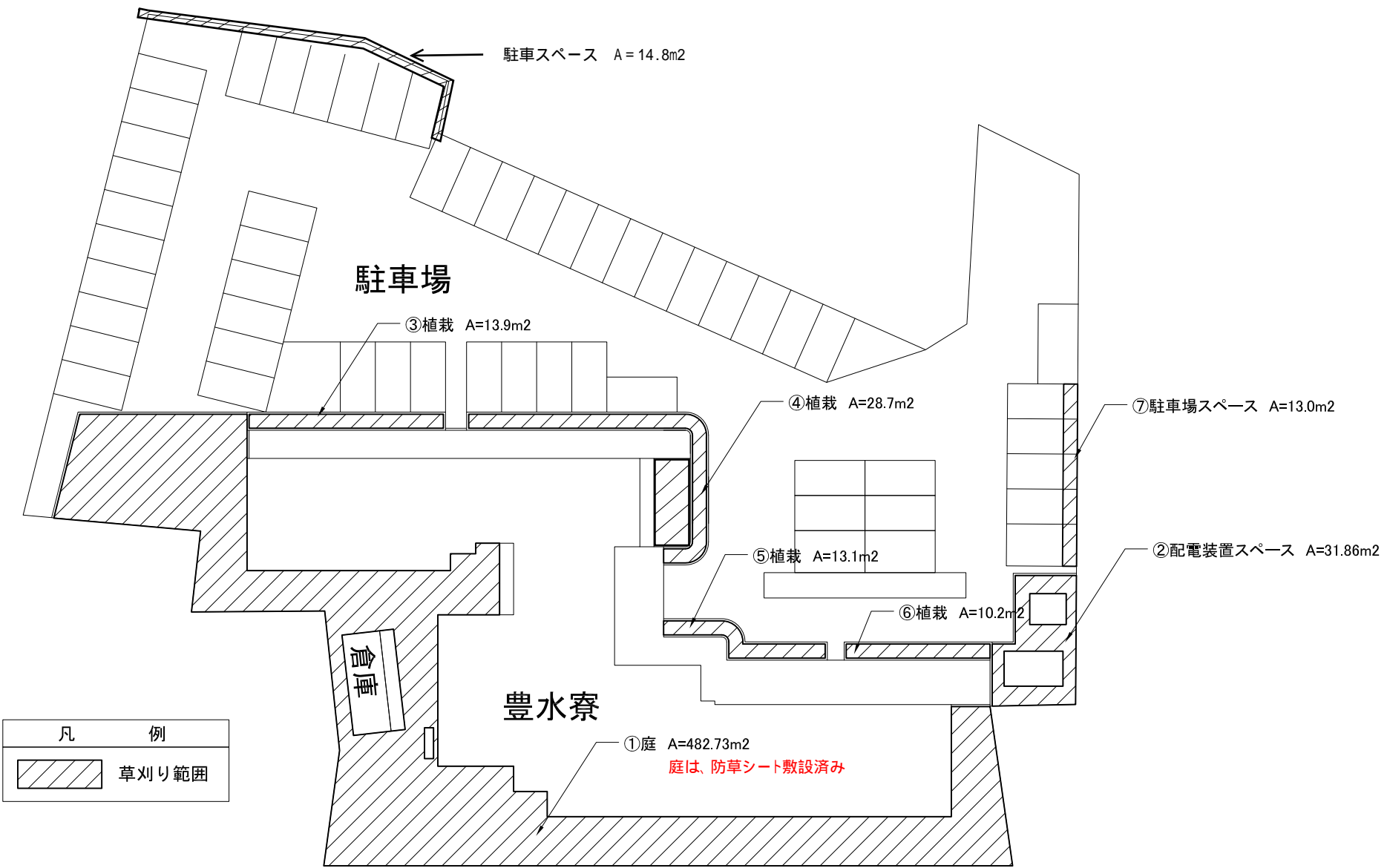
業務の履行確認として、以下の書類を職員に提出するものとする。

提出書類	部数	提出時期	備考
業務状況写真（作業前・後）	各 1 部	業務完了時	

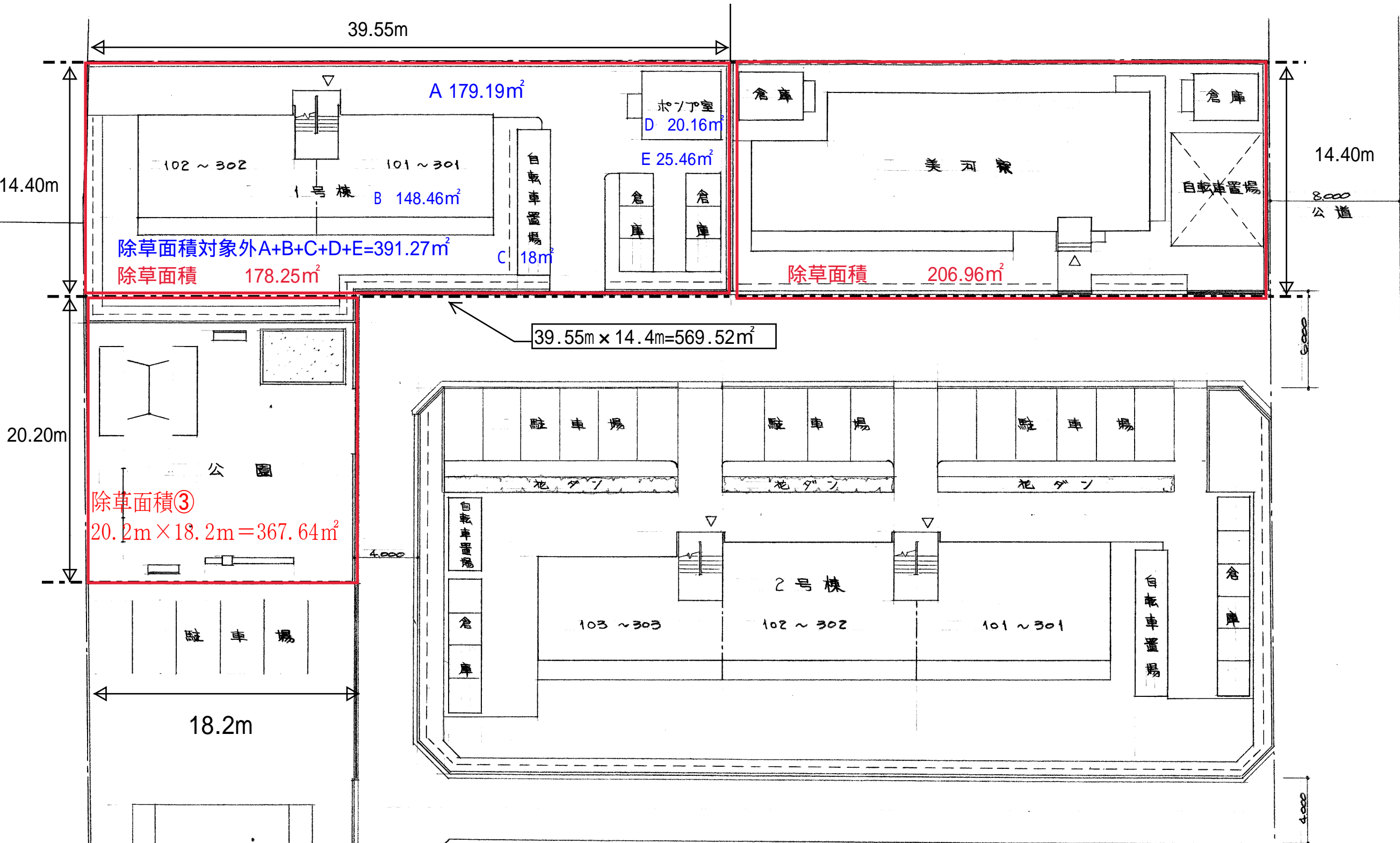
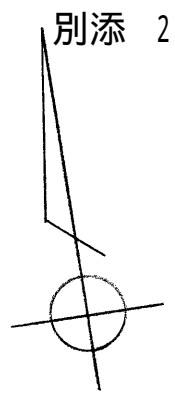
第 4 節 その他

- ① 受注者は、春期、秋期の作業完了後の確認を受けた後、各回毎に作業完了届及び代金振込請求書を提出するものとし、発注者は各回毎に請求書振込口座に代金を振り込むものとする。
- ② 受注者は、仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、職員と協議するものとする。

以 上



除草面積合計: ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=608.29m²



除草面積対象外A+B+C+D+E=391.27m²
 除草面積 178.25m²

除草面積 206.96m²

除草面積③
 20.2m × 18.2m = 367.64m²

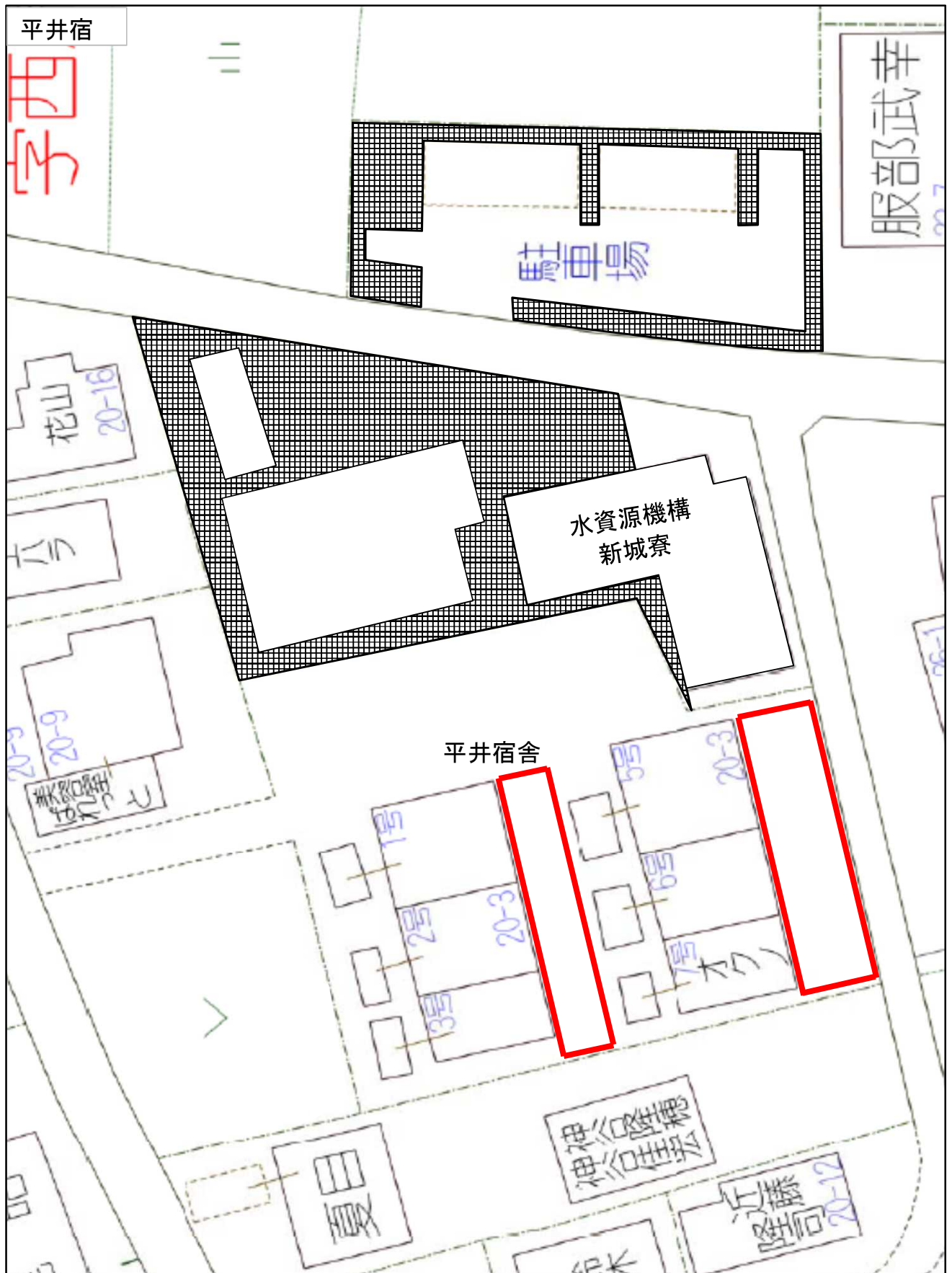
39.55m × 14.4m = 569.52m²

美河寮及び町畑宿舍1号棟他除草範囲図

除草面積合計
 + + = 752.85m²

町畑宿舍配置図 S=1/250

新城寮周边外除草範圍図



〈凡 例〉  :新城寮周边除草範圍(302㎡)

 :平井宿舎除草範圍(212㎡)

除草面積合計:514㎡